

## 勤務先の休業等で収入が減り、家賃の支払いが心配な方

### 住居確保給付金のご案内

住宅確保給付金は、休業等に伴う収入の減少で、住居を失うおそれがある方にアパート等の家賃の一部(原則3か月)を支給する制度です。

#### ＜主な給付要件チェックリスト＞

項目				チェック
離職-廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している。				<input type="checkbox"/>
資産が一定額以内(①表)、かつ、収入が収入基準額(②表)を超えない。				<input type="checkbox"/>
○日吉津村の場合 <span style="float: right;">(単位:円)</span>				
①	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
金融資産	468,000	690,000	840,000	
②	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入基準額(月額)	112,000	156,000	183,000	
※家賃支給上限額(単身世帯: 34,000円、2人世帯: 41,000円、3人世帯 44,000円) ※給与収入は手取り額ではなく総支給額です。				
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していた。				<input type="checkbox"/>



#### ＜すべての項目に☑チェックが付いた方＞

受給資格を満たす可能性があります。

日吉津村福祉保健課(27-5952)にご相談ください。